

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400168号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400041号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成4年5月1日から平成5年8月8日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成4年5月は24万円から26万円、平成4年6月から同年9月までは24万円から28万円、平成4年10月から平成5年7月までは26万円から28万円とする。

平成4年5月から平成5年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年5月から平成5年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成4年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年5月の標準報酬月額については26万円から28万円とする。

平成4年5月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年5月1日から平成5年8月8日まで

ねんきん定期便を確認したところ、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、A社から支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していた。

当時の給料明細を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、平成4年5月から同年9月までは24万円、平成4年10月から平成5年7月までは26万円と記録されているが、請求者から提出された請求期間

に係る給料明細（平成5年7月分を除く。）、平成6年度市民税・県民税納税通知書及び雇用契約書（以下、併せて「給料明細等」という。）により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時及び標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（28万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成4年5月は26万円、平成4年6月から平成5年7月までは28万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料明細等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年5月は26万円、平成4年6月から平成5年7月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に清算終了しており、請求期間当時の事業主は死亡している上、同社の元役員は、請求期間について、請求者の請求どおりの報酬月額に基づく届出を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明である旨回答しており、これを確認できる資料がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

- 2 請求期間のうち、平成4年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細等により、当該期間の本来の標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（24万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成4年5月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、平成4年5月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。